

港湾法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

【本則関係】

○ 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

【附則関係】

○ 内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第百八十三号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

改正案	現行
<p>第四条の二 法第五十五条の七第二項第二号の政令で定める用途は、国際海上コンテナ運送に係る貨物の荷さばき又は保管であつて、流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。）を伴うものとする。</p> <p>2 法第五十五条の七第二項第二号の政令で定める港湾施設は、次の施設とする。</p> <p>一 当該荷さばき施設又は保管施設の機能を確保するための道路、駐車場及び橋梁</p> <p>二 当該荷さばき施設又は保管施設の周辺の環境を整備するための緑地及び広場</p> <p>（特別特定技術基準対象施設の改良に要する費用に充てる資金の貸付けを受ける者の基準）</p> <p>第九条 法第五十五条の八第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 当該特別特定技術基準対象施設の改良に関し、次の要件に適合する工事実施計画を有する者であること。</p> <p>イ 法第三条の三第九項の規定により公示された港湾計画において定められた特別特定技術基準対象施設の改良の計画に適合すること。</p> <p>ロ 当該特別特定技術基準対象施設が、非常災害が発生した場合において、大量の土砂その他の物件を法第五十五条の八第二項に規定する水域施設に流入させることがないよう必要な強度を有するものであること。</p> <p>二 当該特別特定技術基準対象施設の改良後の強度の低下の防止又は</p>	<p>第四条の二 法第五十五条の七第二項第二号の政令で定める用途は、国際海上コンテナ運送に係る貨物の荷さばきであつて、流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。）を伴うものとする。</p> <p>2 法第五十五条の七第二項第二号の政令で定める港湾施設は、次の施設とする。</p> <p>一 当該荷さばき施設の機能を確保するための道路、駐車場及び橋梁</p> <p>二 当該荷さばき施設の周辺の環境を整備するための緑地及び広場</p>

軽減に資する管理運営計画を有する者であること。

三 第一号の工事実施計画及び前号の管理運営計画を実施するため適切な資金計画及び収支計画を有する者であること。

四 当該特別特定技術基準対象施設の改良及び管理を適確に行う能力を有する者であること。

(特別特定技術基準対象施設の改良に係る港湾管理者に対する貸付金の金額)

第九条の二 法第五十五条の八第一項の政令で定める金額は、当該特別特定技術基準対象施設の改良に要する費用に充てる資金として港湾管理者がする同項の貸付けの金額の二分の一以内の金額とする。

(貸付けの条件の基準及び加算金の規定の準用)

第九条の三 第五条及び第六条の規定は、法第五十五条の八第一項の国の貸付け及び同項の国の貸付けに係る国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者の貸付けについて準用する。この場合において、第五条第一項第五号並びに第六条第三号、第六号、第七号イからハまで、第九号及び第十号中「特定用途港湾施設」とあるのは「特別特定技術基準対象施設」と、同項第五号及び同条第六号中「建設又は改良」とあるのは「改良」と、同条第八号中「第二条各号」とあるのは「第九条各号」と読み替えるものとする。

2 第七条及び第八条の規定は、法第五十五条の八第三項において準用する法第五十五条の七第三項の加算金について準用する。この場合において、第八条第一項中「第五十五条の七第四項」とあるのは「第五十五条の八第三項において準用する法第五十五条の七第四項」と、第五十五条の七第一項「とあるのは「第五十五条の八第一項」と読み替えるものとする。

(国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者に対する貸付金の金額)

(国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者に対する貸付金の金額)

第十条 法第五十五条の九第一項の政令で定める金額は、当該埠頭群を構成する港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金として国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者がする同項の貸付けの金額の二分の一以内の金額とする。

(貸付けの条件の基準及び加算金の規定の準用)

第十一条 第五条及び第六条(第六号、第七号イ及び第八号を除く。)の規定は、法第五十五条の九第一項の国の貸付け及び同項の国の貸付けに係る国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者の貸付けについて準用する。この場合において、これらの規定(第六条第十一号を除く。)中「港湾管理者」とあるのは「国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者」と、「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける港湾運営会社」と、第五条第一項第四号中「ならず、同条第八号の指示をしようとする場合にはあらかじめその旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ」とあるのは「ならぬ」と、同項第五号並びに第六条第三号、第七号ロ及びハ、第九号並びに第十号中「特定用途港湾施設」とあるのは「埠頭群を構成する港湾施設」と、同条第十一号中「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける港湾運営会社」と、「港湾管理者」とあるのは「国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾の港湾管理者」と読み替えるものとする。

2 第七条及び第八条の規定は、法第五十五条の九第二項において準用する法第五十五条の七第三項の加算金について準用する。この場合において、これらの規定中「港湾管理者」とあるのは「国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者」と、第八条第一項中「第五十五条の七第四項」とあるのは「第五十五条の九第二項において準用する法第五十五条の七第四項」と、「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける港湾運営会社」と、「第五十五条の七第一項」とあるのは「第五十五条の九第一項」と読み替えるものとする。

第九条 法第五十五条の八第一項の政令で定める金額は、当該埠頭群を構成する港湾施設の建設又は改良に要する費用に充てる資金として国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者がする同項の貸付けの金額の二分の一以内の金額とする。

(貸付けの条件の基準及び加算金の規定の準用)

第十条 第五条及び第六条(第六号、第七号イ及び第八号を除く。)の規定は、法第五十五条の八第一項の国の貸付け及び同項の国の貸付けに係る国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者の貸付けについて準用する。この場合において、これらの規定(第六条第十一号を除く。)中「港湾管理者」とあるのは「国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者」と、「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける港湾運営会社」と、第五条第一項第四号中「ならず、同条第八号の指示をしようとする場合にはあらかじめその旨を国土交通大臣に届け出なければならぬ」とあるのは「ならぬ」と、同項第五号並びに第六条第三号、第七号ロ及びハ、第九号並びに第十号中「特定用途港湾施設」とあるのは「埠頭群を構成する港湾施設」と、同条第十一号中「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける港湾運営会社」と、「港湾管理者」とあるのは「国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾の港湾管理者」と読み替えるものとする。

2 第七条及び第八条の規定は、法第五十五条の八第二項において準用する法第五十五条の七第三項の加算金について準用する。この場合において、これらの規定中「港湾管理者」とあるのは「国際戦略港湾又は国際拠点港湾の港湾管理者」と、第八条第一項中「第五十五条の七第四項」とあるのは「第五十五条の八第二項において準用する法第五十五条の七第四項」と、「貸付けを受ける者」とあるのは「貸付けを受ける港湾運営会社」と、「第五十五条の七第一項」とあるのは「第五十五条の八第一項」と読み替えるものとする。

第十一条 削除



○ 内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第百八十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号。以下「法」という。）第四条第三項第十九号の振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 港湾整備事業（次に掲げる事業をいう。）</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>ホ 港湾法第五十五条の九第一項の規定による国の貸付けに係る埠頭群を構成する港湾施設の建設又は改良の事業</p> <p>へ （略）</p> <p>六～十九 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>第一条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号。以下「法」という。）第四条第三項第十九号の振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 港湾整備事業（次に掲げる事業をいう。）</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>ホ 港湾法第五十五条の八第一項の規定による国の貸付けに係る埠頭群を構成する港湾施設の建設又は改良の事業</p> <p>へ （略）</p> <p>六～十九 （略）</p> <p>2 （略）</p>